（写）

事　務　連　絡
平成 28 年 2 月 5 日

各府省等法令担当課　御中

内閣府大臣官房番号制度担当室
総務省自治行政局住民制度課

通知カードの本人確認書類として取扱いに係る
周知・広報等について（依頼）

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 16 条の規定に基づく本人以外の本人確認の手続（以下「一般的な本人確認の手続き」という。）における通知カード等の本人確認書類としての取扱いについては、平成 27 年 8 月 28 日付け府番第 285 号・総行住第 102 号「通知カード等の本人確認書類としての取扱について」（以下「通知」という。）においてお示しするとともに、所管の関係団体及び関係業界に対する積極的な周知・広報等の依頼をさせていただいたところです。

しかしながら、先般、一部の事業者等において、通知カードを一般的な本人確認の手続きで使用していたことが判明いたしました。一般的な本人確認の手続きにおいて通知カードが使用された場合、従業員が誤って個人番号の写しをとる、個人番号が防犯カメラに映り込むなどにより、意図せずして個人番号の収集が行われ法第 20 条の収集制限等に抵触する可能性があります。

これを受け、当方においては、通知カードを一般的な本人確認の手続きに使用することは適当ではない旨、改めて、ホームページやリーフレット等による周知・広報を強化することとしております。

各府省等におかれましては、通知の趣旨を踏まえ、既に適切にご対応いただいていることと存じますが、とりわけ一般的な本人確認の手続きにおける通知カードの取扱について、今一度、所管の関係団体及び関係業界に対する周知・広報、指導・助言その他の必要な措置を積極的に講じていただきますようお願いいたします。